

ご 連 絡

2022年7月20日

大塚万吉様

弁 護 士 堀 敏 明



〒101-0054

東京都千代田区神田錦町3-13-1

矢浪ビル3階

堀敏明法律事務所

電 話 03-5282-7875

F A X 03-5282-7874

(件 名) 「真正な登記名義の回復による所有権移転登記」につ
いて。

[1] 東京地裁平成30年(ワ)第39858号 株主総会決議不存在確認請求
事件〔原告：大塚万吉、被告：宗和建物株式会社〔同代表取締役：柴垣昭
人〕について。

上記事件（以下「本件」という）については、令和元年7月31日、判
決が言い渡されたが、その主文は、以下のとおりであった。

主 文

1 被告（宗和建物株式会社）の平成30年2月26日付けの臨時株主総
会における、①代表取締役たる取締役である原告（大塚万吉）を解任す
る決議、②代表取締役たる取締役として藤林久士を選任する旨の決議及
び③被告の本店を東京都港区新橋2丁目16番1号から東京都港区虎
ノ門二丁目2番5号共同通信会館2階に移転する旨の決議がいずれも
不存在であることを確認する。